

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております

## 3176号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>



園宮武蔵丘陵森林公園 羽毛ケイトウ (埼玉県滑川町)

### もくじ

- 政 策
- フォーラム
- 随 情
- 想 報

公共建築物等木材利用促進法改正の概要〜ウッド・チェンジに向けて〜……………(2)

かけがえのない自然を後世に、国内5か所目となる世界自然遺産  
Ⅱ 鹿児島県徳之島町……………(6)

国政情報  
「人が輝き 誇れるまち」であり続けるために……………(10)

山形県高島町長 寒河江 信……………(12)

### コラム

## プロセス重視の地域づくり

明治大学大学院農学研究科長 小田切 徳美

近年の農山漁村における地域づくりには、少なくとも2つの前進面がある。1つは外部人材の活用である。その代表例が地域おこし協力隊であり、現場ではいまや当たり前の存在である。この外部人材に対しては、「補助金よりも補助人」という言葉で、早くから地域からの期待があった。その点で、協力隊を含め、地域おこし企業人(現・地域活性化起業人)や地域プロジェクトマネージャーなど、各種の人材制度の充実が、その期待に応える地域づくり支援の発展過程を示している。

もう1つは、「プロセス重視」という発想と実践である。筆者がその有効性を強く実感したのは、新潟県中越地方において、集落再生支援の「足し算・かけ算」という議論に接してからである。この点については、既に本欄でも紹介しているが(2017年6月27日号)、一言で言えば、2004年の中越地震時の復興過程では、まずは被災した人々に対して、寄り添うような対応(足し算型支援)が重要であり、そうした時間をかけた活動の積み重ねが、その後、経済活動の新設等の事業支援(掛け算型支援)につながるというものであった。

これは1つの例であるが、地域づくりには、段階的なプロセスがあり、しかもそこには多様なパターンがある。地域毎に、独自に「デザ

インされるべきものであろう。最近では、このようなプロセスデザインを、特に意識する取組も多く、これも地域づくりの前進面である。

しかし、他方で政策担当者の中には、企画した予算がつくと、設定された短期の事業期間に必ず成果が出ると勘違いをし、そのため事業の数的成果にこだわる者もいる。その地域づくりの過程では多様な主体が協働するのが当然であるが、視野に入るのは政策のみとなり、逆に政策への依存傾向を強めることになる。つまり、いつのまにかプロセスへの配慮が吹き飛んでしまう。

その点で、「プロセス重視」の考え方は、地域づくりにおいて一層広がる必要がある。現在の政策課題とされる、先発事例の「横展開」にしても、広げるべきは、「何をしたか」ではなく、「どうしたか」であり、先発地域から学ぶべきは「プロセス」であらう。そのため、求められているのは今までのような成果を誇る「事例集」ではなく、その取組において、地域の合意形成は、どのように進められ、直面する様々な課題を、いかにして乗り越えたのかを学べる「プロセス事例集」ではないだろうか。

地域における「プロセス重視」の実践のさらなる充実に期待したい。

### 写真キャプション

園宮武蔵丘陵森林公園内にある花畑、約4,500㎡の敷地に約40万本の羽毛ケイトウが9月中旬ごろ最盛期を迎える。スラリと伸びる30cmほどのふわふわの花穂が、赤、ピンク、ローズ、黄色、オレンジと園内を華やかに彩る。見頃時期は9月末ごろまでがおすすですが、場所により10月上旬ごろまで続く。

# 公共建築物等木材利用促進法改正の概要 ～ウッド・チェンジに向けて～

## 林野庁林政部木材利用課

### 1 はじめに

平成22年に制定された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下「法律」という。）が、新たな木質部材の開発や建築基準の合理化などによる木造化に向けた環境整備、SDGsやESG投資などの面からの民間企業の関心の高まりなどを背景に、本年6月、議員立法により改正され、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」として10月1日に施行された。

本稿では、法律改正の概要とともに最近の木材利用促進に向けた取組について紹介する。

### 2 法律改正の経緯

この法律は、戦後植林された森林資源が本格的な利用期を迎える中、木材の利用を促進することが地球温暖化防止や循環型社会の形成等に貢献することから、木造率が低く潜在的な木材需要が期待できる公共建築物において、国や地方公共団体が率先して木材利用に取り組むことで、木材利用を促進することを目的として、平成22年に制定された。

この法律に基づき、農林水産省及び国土交通省は、公共建築物における木材利用に関する基本方針を策定し、「公共建築物については可能な限り木造化又は内装等の木質化を図る」との考え方のもと、各省各庁等がそれぞれ木材利用促進計画を策定し、政府一体となり、公共建築物における木材の利用の促進に取り組んできた。

また、法制定以降、強度に優れた建築用木材や木質耐火部材等の技術開発、木造建築構法や耐火性能等の技術革新がなされるとともに、木造建築物の耐火火等に係る基準の合理化等により、建築物における木材を利用するための制度的な環境整備も進められてきた。

こうした中で、公共建築物の床面積ベースの木造率は、法制定時の8・3%から令和元年度には13・8%に上昇し、基本方針において積極的に木造化を促進するとされている3階建て以下の低層の公共建築物の木造率も、法律が制定された当時の17・9%から、令和元年度には28・5%に上昇している（図1）。

現在、非住宅分野や中高層建築物の木造率は低位にとどまっているものの、新規出店及び改装時に木造建築への切り替えや外装での木材利用

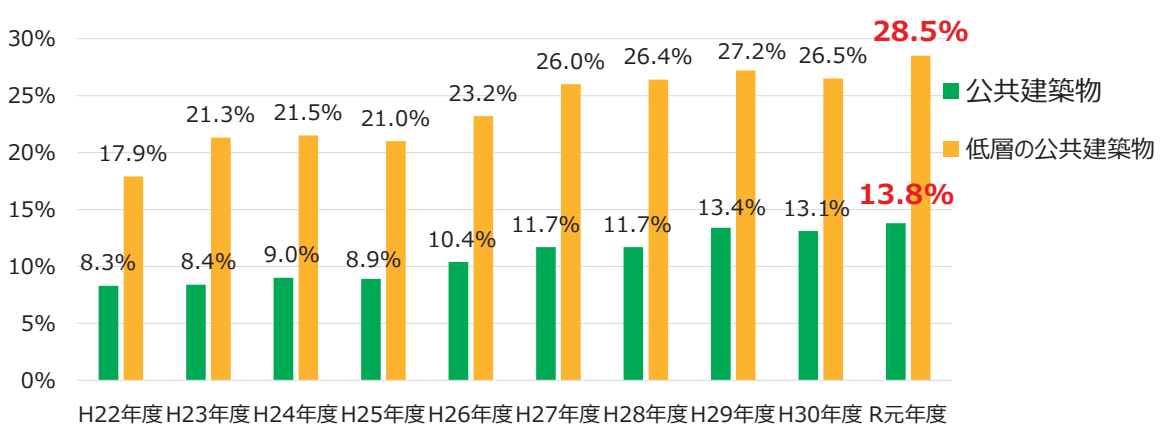


図1 公共建築物の木造率の推移

を進めるファストフード店や、木造と鉄骨造による12階建てハイブリッ

政 策

図2 2050年カーボンニュートラルへの森林・木材分野の貢献



ド構造の商業テナントビルなど、木材を利用する民間建築物の事例が出てきている。

さらに、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するためには、「伐って、使って、植える」という森林資源の循環利用を進め、人工林の若返りを図ることが必要である。（図2）

このような状況を踏まえ、公共建築物だけでなく、民間建築物を含む建築物一般での木材利用を促進するため、今回の法律改正が行われること

ととなった。

3 法律改正のポイント

今回の改正では、公共建築物だけでなく民間建築物を含む建築物一般での木材利用を促進するため、法律の目的が明確化されるとともに、施策の拡充や施策の実施体制の強化が図られた。主な改正のポイントは以下のとおりとなっている。

(1) 法律の題名・目的の見直し、基本

理念の新設

本改正では、世界的に地球温暖化対策の強化が求められる中で、法律の題名が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改められ、法律の目的に「脱炭素社会の実現に資すること」が明示された。また、木材利用の促進に関する基本理念として、木

建築物における木材の利用の促進に関する基本方針の構成

○ 建築物等における木材の利用を促進し、脱炭素社会の実現に資すること等を目的として、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）が改正され、法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大。

→ 新たに設置された木材利用促進本部において、令和3年10月1日に基本方針を策定。

<基本方針の構成>

<主なポイント>

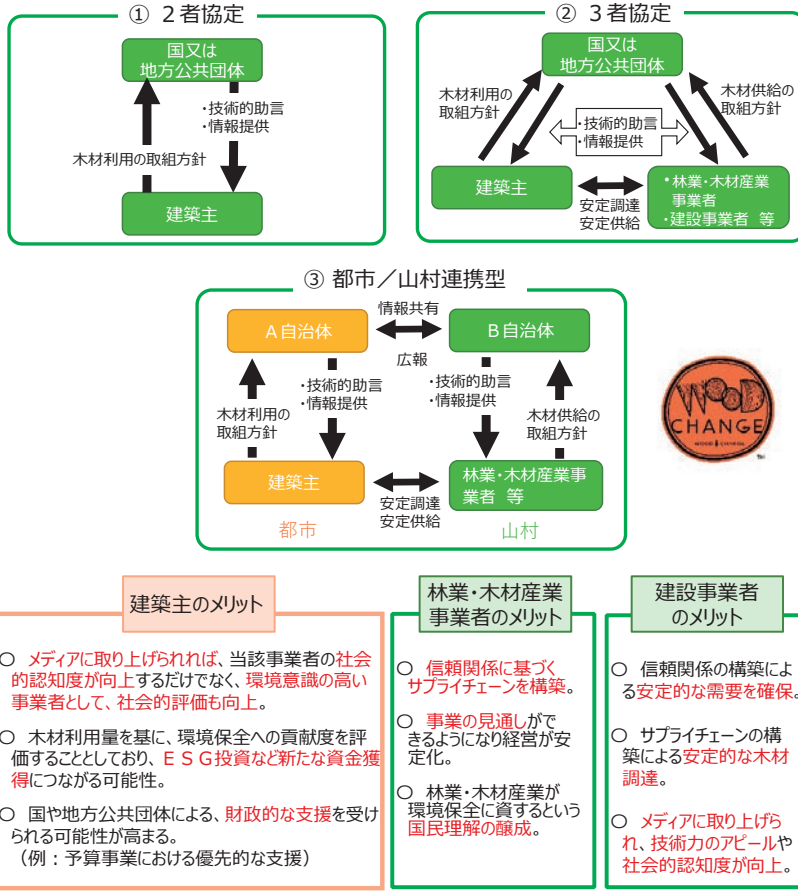
- 第1 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向
  - 1 建築物における木材の利用の促進の意義
  - 2 建築物における木材の利用の促進の基本的方向
- 第2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項
  - 1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等
  - 2 住宅における木材の利用の促進
  - 3 建築物木材利用促進協定制度の活用
  - 4 公共建築物における木材の利用の促進
  - 5 規制の在り方の検討等
  - 6 木材の利用の促進の啓発と国民運動
- 第3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標
- 第4 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項
- 第5 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項
  - 1 木材の供給に携わる者の責務
  - 2 木材製造の高度化に関する計画に関する事項
  - 3 建築用木材の生産に関する技術の開発等に関する事項
- 第6 その他建築物における木材の利用の促進に関する重要事項
  - 1 都道府県方針又は市町村方針の作成に関する事項
  - 2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項
  - 3 建築物における木材の利用の促進のための体制の整備に関する事項

- 法の基本理念を踏まえて木材の利用を促進
- 非住宅の建築物や中高層建築物の木造化等の促進により、脱炭素社会の実現、地域の経済の活性化等へ大きく貢献
- 建築物における木材利用は、快適な生活空間の形成にも寄与
- 林業・木材産業事業者の建築用木材の安定供給に係る努力義務
- 木造建築物の設計・施工の先進的な技術の普及、人材育成、建築用木材等の安全性に関する情報提供
- 建築物木材利用促進協定制度の積極的な周知
- 公共建築物における率先的な木造化・内装等の木質化
- 安全性の確認を踏まえた建築基準の更なる合理化の検討
- 木材利用促進の日（10月8日）、木材利用促進月間（10月）における重点的な普及啓発・国民運動化、顕著な功績のある者の表彰
- コスト・技術面で困難な場合を除き、原則木造化
- CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材の製造技術、製造費用の低廉化に資する技術の開発及び普及

図3 新しい基本方針の概要

政 策

図4 建築物木材利用促進協定のイメージ



材の利用促進は、森林の循環利用を通じて、森林の二酸化炭素吸収作用の強化が図られること、化石資源の代替材料として二酸化炭素の排出抑制その他環境負荷の低減が図られること、森林の多面的機能の発揮や地域経済の活性化への貢献に資することを旨として行わなければならないことが新たに位置づけられた。

(2)基本方針等の対象を公共建築物から建築物一般へ拡大

今までの基本方針は公共建築物を対象としていたが、本改正により、民間建築物を含む建築物一般に対象が拡大された。新しい基本方針の概要は、図3に示すとおりである。民間建築物への木材利用促進を図るためには、公共建築物において更なる

率先垂範を示すことが重要であることから、基本方針には、今回の法律改正事項を位置づけるとともに、原則木造化とする対象を低層(3階建て以下)の公共建築物からすべての公共建築物へと拡大している。

なお、新たな基本方針は後述の「木材利用促進本部」において10月1日に策定された。

が想定される。この協定のメリットとして、建築主となる事業者においては、社会的認知度の向上や、環境意識の高い事業者としての社会的評価の向上等のメリットが得られ、建設事業者においては、安定的な需要の確保や木材の安定的な調達、技術力のアピール等のメリットが得られるものと考えられる。

また、林業・木材産業事業者においても、協定に参加することで、森林を整備する意義や必要性をPRすることで林業・木材産業を国民に理解してもらうチャンスであるとともに、信頼関係に基づくサプライチェーンの構築や事業の見通しが容易になることによる経営の安定化などのメリットが考えられる。

(3)「建築物木材利用促進協定」制度の創設

建築物における木材利用を促進するため、国・地方公共団体と事業者等が「建築物木材利用促進協定」を締結できるという仕組みが新たに設けられた。この協定について、国は、締結内容等の公表を行うとともに、事業者等の木材利用の取組を促進するため、環境保全に対する寄与の程度の評価の実施や公表、必要な財政上の配慮その他の必要な支援を行うこととしている。

協定の内容は、事業者等による建築物木材利用促進構想及びその達成に向けた取組、国又は地方公共団体による建築物木材利用促進構想の達成に資するための情報提供等その他支援に関する事項等としている。協定のイメージを図4に示す。協

(4)「木材利用促進の日」、「木材利用促進月間」の法定化

国民の間に広く木材の利用の促進についての関心と理解を深めるため、漢字の「十」と「八」を組み合わせて「木」となることにちなみ、10月8日を「木材利用促進の日」、10月を「木材利用促進月間」と法定化され、国等はこれにふさわしい木材利用の普及啓発に取り組むこととなった。

なお、これらの取組とあわせ木材

政 策

利用促進の取組を普及させる一方策として、表彰制度についても法律に位置づけられたところである。

このため、10月に業界や各地域において行われる木材利用に関するイベント等に関する情報を整理し、林野庁のホームページで紹介している。

今後、木材利用の促進に向けて、国、地方公共団体、関係団体、企業が一体となって、国民運動を展開していくこととしている。

5) 木材利用促進本部の設置

今回の改正において、政府における推進体制として、農林水産省に、農林水産大臣を本部長、関係大臣（総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣）を本

部員とする「木材利用促進本部」が設置され、同本部において基本方針の策定や基本方針に基づく措置の実施状況の公表等を行うこととなった。

本年10月1日に第1回本部が開催され、基本方針の策定などが行われたところである。

このほか、林業・木材産業の事業者の努力の規定や木造建築物の設計・施工に係る先進的技術の普及の促進、強度等に優れた建築用木材の製造技術の開発・普及の促進等の規定などが新たに盛り込まれた。

4 ウッド・チェンジ協議会の立ち上げ

改正法の施行に先立ち、民間建築物における木材利用を促進するため、経済・建築・木材供給



図5 ウッド・チェンジ協議会 会長 隅修三氏

関係団体、全国町村会をはじめとする地方団体など、川上から川下までの関係者が一堂に会する官民協議会「民間建築物等における木材利用促進に向けた協議会（ウッド・チェンジ協議会）」を立ち上げ、9月13日に第1回の会合を開催した。（図5）

会合では、建築物での木材利用について各界にお

る取組状況の発表や関係省庁から情報提供を行い、意見交換を実施し、認識や情報の共有を行ったところである。

今後は、低層店舗、中規模ビル等の木造化・木質化における課題や解決方策について小グループでの検討を進め、木造の設計に係るモデルや課題への対応の優良事例などを取りまとめ共有し、木材利用に向けた取組の促進を図ることとしている。

5 おわりに

燃料材やパルプ・チップ用材と比べ高値で取引されている建築用木材の需要を拡大することは、林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備、森林の有する多面的機能の持続的な発揮、雇用の場の創出、山村をはじめとする地域の経済の活性化につながる。

改正第12条第1項において、市町村は、都道府県方針に即して、当該市町村の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針（市町村方針）を定めることができることとされている。旧法に基づく市町村方針は、9割以上の市町村が策定していたところであり、今後、民間建築物を含む建築物全般における木材利用

を効果的に促進するため、市町村方針の改定・策定が期待される。

林野庁では、今般の法律改正の趣旨、内容を踏まえ、民間建築物を含む建築物全般における木材利用を促進するための施策を一層推進し、森林資源の循環利用の促進や林業の成長産業化を進めていきたいと考えている。

本年を、「ウッド・チェンジ元年」とし、建築物における木材利用を着実に進めていくため、町村の皆様には、地域における木材利用の牽引役として、市町村方針の改定・策定、公共建築物における率先的な木材利用、建築物木材利用促進協定制度の周知や活用、木材利用の普及啓発の取組などについて、ご理解、ご協力を賜るようお願いしたい。

林野庁木材利用課  
木造公共建築物促進班  
TEL  
03-6744-12626  
林野庁HP内関連ページURL  
<https://www.rinya.maff.go.jp/riyou/kidukai/>

徳之島の豊かな自然環境

現地レポート 町村独自のまちづくり



かけがえのない自然を後世に、国内5か所目となる世界自然遺産

鹿児島県

徳之島町

徳之島町の概要

本町は、鹿児島市の南南西46.8km、太平洋と東シナ海の接線上に浮かぶ徳之島（周囲84km）の東側に位置し、海岸線には島をとりまくようにサンゴ礁が発達しており、潮の満ち引きによって200〜300mの沖合いまで広大なリーフが続きます。

本町の面積は104.92km<sup>2</sup>、人口10,324人（令和3年3月31日現在）で、国の特別天然記念物アマミノクロウサギをはじめとするさまざまな生物が生息する自然豊かな町であり、奄美大島、やんばる、西表島と共に、令和3年7月26日に世界自然遺産に登録されました。子宝に恵まれる島としても有名で、厚生労働省が発表する合計特殊出生率においては、島内の3つの町が全国の上位に入ることでも知られています。

本町では、平成22年11月に「人と環境にやさしいまちづくり」宣言をしており、これまで町民一人ひとりが地球環境のことを考え、豊かな人間性を培い、自分たちができることから実践していくことができることから実践してきました。また、令和元年7月1日にはSDGs未来都市に選定され、「あごがれの連鎖と幸せな暮らし」の実現に向けて、経済・社会・環境の統合的な取組を推進しています。

気候は、亜熱帯海洋性に属し、四季を通じて温暖多湿で年間平均気温は20度、年間降水量も2,000mmを超える雨量を記録し、季節風は冬に著しく、海や空の交通、農作物の物流等に大きな影響を与えることもあります。台風は、通常7月から9月頃に猛威を奮いますが、近年では5月や11月にもその脅威をみせることもあります。

徳之島の名がはじめて歴史書に現れ



フォーラム

人と生きものが共に暮らす島に



たのは、文武天皇3年（西暦699年）「度感（徳之島）が大和朝廷と通じる」という記述だと言われています。その後、弘長3年（1263年）には琉球国の影響下におかれ、慶長14年（1609年）には薩摩藩の直轄領に編入されました。その体制は明治8年（1875年）戸長制度が敷かれるまで続き、以後幾度かの改編統合を経た後、戦後の昭和21年から昭和28年までは米軍の直接統治下におかれ、昭和28年12月に日本復帰を果たしました。

本町の人口動態としては、昭和50年

代には人口約15,000人でしたが、バブル経済を契機として人口の減少が始まり、現在の状況で推移すると、令和12年には8,227人（徳之島町人口ビジョン）まで減少することが予想され、人口減少に歯止めをかけるべくあらゆる施策が実施されています。

ここ数年、島を離れた若い世代がリターンで島に帰ってくる傾向もみられるようになりましたが、長期化する景気悪化に伴う消費低迷や公共事業の縮減などにより、雇用の場が不足しており、若者が定着できるよう、地元産業の活性化や雇用の創出が急務となっています。

徳之島の豊かな自然環境

徳之島の自然環境は、亜熱帯気候に属しながら、近傍を流れる暖流の黒潮とモンスーンの影響により多雨林が発達するなど、世界中でも非常に珍しい自然環境を有しており、森林部では希少な動植物が数多く生息しています。

徳之島が豊かな生物多様性を育むようになったのは、今から約1,200万年〜200万年前に遡ります。かつて、徳之島を含む奄美群島はユーラシア大陸や日本本土と陸続きでしたが、沖縄トラフやフィリピン海プレートの大規模な地殻変動により、大陸と切り離され現在の島々に分かれていきました。大陸に残った種は環境の変化や上

位捕食者の存在により絶滅しましたが、奄美大島と徳之島では、標高の高い山々と天敵がいなかったこと等のさまざまな理由により、多くの生きものが生き残り希少な動植物の宝庫となりました。

日本国土面積の僅か0.1%も満たない小さな島ですが、約1,000種類の自生植物に覆われているほか、日本で確認できる陸生哺乳類、爬虫類、両生類などさまざまな生き物が徳之島では確認できます。

世界でもここだけ アマミノクロウサギ

徳之島・奄美大島の2島には、世界中でもこの地域のみで暮らすアマミノ



世界でもここだけ アマミノクロウサギ

クロウサギが生息しています。アマミノクロウサギは、その名のとおりに黒色の毛で覆われており、体長は約40cm、一般的にウサギに比べて耳が短いことが特徴で、森林での生息環境に適合するように手足は短く、急な山道を登れるよう爪がよく発達しています。

ウサギと聞くと多産のイメージがありますが、アマミノクロウサギは1回の出産で1〜2頭だけ子どもを産みます。子育て専用の巣穴を作り、猛毒のハブから我が子を守るため巣穴の入り口を土で固め、2日に1度の授乳の時にだけ掘り起こし僅か数分の授乳を行います、約30分かけて巣穴を隠します。

我が子を丁寧に子育てするクロウサギの姿は、子宝の島である徳之島の人々にも共通しているのかもしれない。

自然保護に向けた取組

海外離島である徳之島においても、外来動植物による影響が生じており、耕作地への侵入など人間の生活にも脅威を与えています。外来種は、明治以降に人間の活動によって侵入してきた種を指し、本土でも問題となっているアメリカザリガニやメリケンソウ等、多くの外来種が徳之島にも侵入しています。既に定着した外来種については、地域住民とともに勉強会を開催するなど、外来種による生態系への

フォーラム

影響を学ぶとともに、丹念な駆除作業を続けるほか、新規に確認された外来種においては、侵入状況の把握・駆除活動をできるだけ早急に行うことで、自生する動植物の保護を図っています。

盗掘や盗採等の違法な採集による重大な影響が懸念されており、植物・動物ともに一部の心無い愛好家（飼育・栽培、標本収集）による島外への持ち出しや販売が確認されています。道路網の整備が森林地域まで進み、固有種・希少種の生息・生育地へのアクセスが容易になったことも、採集を増長させる一因となっています。

これに対して、徳之島では、国、県、市町村、地元関係機関、地元NPO等



▶自然保護に向けた取組

が一体となった合同パトロールや希少種保護条例を制定するなど違法な採掘・採取の対策強化を図っています。

次世代の育成

地域住民一人ひとりが高い意識を持ち、持続可能な社会を形成していく上では、人と環境との関わりを学び、より良い環境の創造のために主体的に行動できる人材を育成する教育・学習が重要なとされています。

ICT・IoTでの遠隔教育、プログラミング教育に力を入れ、子ども達ができる価値観で進むべき道を選択できるよう、あらゆる分野での教育環境を整備することで、外海離島と言



▶次世代の育成

うハンディを抱えながらも、聞いたことがない、やったことがない、感じたことがないから生まれる弱みを可能な限り払拭しています。

また、学校教育における総合的な学習の時間を活用した地域の自然環境に関する学習を推進し、身近に暮らす生きものの関係性や種の多様性を学び、環境との繋がりを意識できる子どもを育成するとともに、子ども達の環境保全活動に対する自主性を高めます。

自然を利用した新たな産業

周囲を太平洋に囲まれた徳之島では、ダイビングや釣りなどのマリンスポーツが観光産業の目玉として人気を博しており、7・8月には多くの観光客が訪れます。完璧に整備されたビーチ等は数箇所しか在りませんが、適度な不自由さも楽しめる心の在り方も大事にしています。

近年、世界自然遺産登録の流れもあり、自然を利用した新たな産業として森林部を散策するエコツーリズムが期待されています。世界自然遺産エリアである森林部を歩くツアーでは、国の天然記念物アカヒゲ等の鳥のさえずりを聴きながら、日本一大きなドングリを付けるオキナワウラボシ群落を散策するなど、この地域の特性を活かしたツアーの商品化が進んでいます。

▶自然を利用した新たな産業



また、夜間には認定ガイドの案内によりアマミノクロウサギやケナガネズミなど夜行性の動物を観察するナイトツアーが行われるなど、自然を活かした産業が生まれています。

これらのツアーは無秩序に行われるのではなく、地域住民の方々や関係機関との協議の上、利用者制限や野生動物に配慮した運転の徹底を図り、持続可能な観光を目指したルールづくりが図られています。

徳之島で生まれる多様な農・畜産物

徳之島町の耕地面積は2、330 ha となっており、町の総面積22%を耕作



フォーラム

徳之島で生まれる多様な農・畜産物



地が占めています。世界遺産エリアである森林部を囲うように平野が広がり、サトウキビを中心にジャガイモ、かぼちゃ等の野菜やマンゴーが生産されています。

人と生きものが共に暮らす島に

徳之島は人の暮らしと野生動物の生

中でも、町の中央部に広がるタンカン畑では、年間300tを超える量のタンカンが生産されており、毎年1〜

2月にかけて島外に向けたの発送作業が夜通し行われています。近年では、ふるさと納税の追い風もあり、需要が供給を上回るなど、出荷前の予約の段階で完売するほどの人気となっています。

息地が非常に密接していることから、近年ではある問題が発生するようになりました。それは、アマミノクロウサギがサトウキビやタンカンの幹をかじることで、作物の生育に影響が生じ始めたことです。解決策として、耕作地に電気柵や忌避剤を用いた対策案が挙げられましたが、地域住民が主体となりアマミノクロウサギを追い出すのではなく、存在を受け入れながら作物を守る対策の発案・効果検証が進められ、今では農作物の被害が低減されることも、安心したアマミノクロウサギが農園に巣穴を掘り始めるなど、人とアマミノクロウサギの共生につながっています。

このように徳之島町では、はるか昔から先人達が行っていたように、自然を敬いながら、自然の中で生まれる恵みに感謝し、人の心も自然も豊かな島づくりを目指した地域づくりに取り組んでいます。

徳之島町長 高岡 秀規

車両共済(保険)のご案内

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたすら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里 (取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内  
●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間: 祝日、年末年始を除く月~金 午前9時30分~午後5時)

TEL 0120-731-087 FAX 03-3519-7325

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
- 集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。

このご案内は概要を説明したものです。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

(車両保険引受保険会社) 損害保険ジャパン株式会社

SJ21-00628 (2021.4.19作成)

情報

国政情報

◎デジタル庁発足を受けデジタル社会推進会議を開催―政府

デジタル庁が9月1日に発足、マイナンバーを所管するなどデジタル社会形成や関係行政機関の調整を担う。これを受けて政府は9月6日、第1回デジタル社会推進会議を開催した。議長の菅義偉首相は、「行政サービス・暮らし・産業のデジタル化、デジタルバйдの対応に取り組み」と述べ、今年6月閣議決定の「デジタル社会実現に向けた重点計画」の新計画策定を要請した。同会議では、今後、①国民向け行政窓口の標準化 ②霞が関のシステムの統合・一体化 ③自治体のシステムの統一・標準化などを検討。具体的には、オンライン診療やデジタルコンテンツの教育現場での活用、防災関連情報のプラットフォーム整備などを進める。

◎民間建築物への木材利用促進へ協議会発足―農林水産省

農林水産省は9月13日、民間建築物等の木材利用促進協議会を発足させた。今年6月の公共建築物等木材利用促進法改正で木材利用促進の対象が公共建築物から民間の建築物一般に拡大されたことから、「各界の

関係者が一堂に会して木材利用の拡大に向けた課題・解決策などで認識を共有・意見交換する(野上浩太郎農林水産大臣)ため発足させた。会合では、各界から木材利用の取組状況、関係省庁から木材利用促進の情報提供などが行われた。また、農水省は9月17日、同改正法の10月1日施行を受けて10月を「木材利用促進月間」、10月8日を「木材利用促進の日」とすると発表した。併せて、同省は9月29日、合法伐採木材等の流通・利用検討会を発足させた。木材関係各種業界団体から木材の流通・利用の現状や課題についてヒアリングした。

◎「こども庁」設置に向け有識者会議が初会合―政府

政府は9月16日、こども政策推進に係る有識者会議の初会合を開いた。菅義偉首相が「デジタル庁」と併せて設置の意向を示していた「こども庁」に向けた課題等を検討する。「主な検討事項」に①安心して妊娠・出産・子育てができる環境整備②省庁間の縦割りを排し各ライフステージに応じた切れ目のない対応③こどもの命や安全・安心の確保、こどもの健全育成④児童虐待やいじめ・自殺、不登校への対応強化一などのほか、「教育と福祉の連携」も掲げた。具

一方、厚生労働省は9月7日、乳幼児等医療費に対する援助の実施状況を発表した。2020年4月1日現在、全都道府県・市町村が同医療費の援助を実施。対象年齢は、都道府県では就学前が通院25団体(53%)・入院20団体(43%)で最も多いが、15歳年度末も通院7団体(15%)・入院14団体(30%)であった。所得制限は「無し」が通院18団体(38%)・入院19団体(40%)。市町村では、15歳年度末も通院873団体(50%)・入院895団体(51%)で最も多いが、18歳年度末も通院733団体(42%)・入院799団体(46%)であった。所得制限は「無し」が通院1,499団体(86%)・入院1,504団体(86%)だった。

現在)は4万3,633人で前年より1,831人増えた。なお、住民基本台帳に基づく百歳以上高齢者は8万6,510人で、前年より6,060人増えた。同高齢者の約88%が女性。百歳高齢者は、19663年には全国で153人だったのが、1981年には1,000人、1998年は1万人、2012年には5万人を超えた。

◎高齢者人口の総人口比が過去最高の29%に上昇―総務省

総務省は9月19日、「我が国の高齢者」を発表した。2021年9月1日の65歳以上高齢者は3,640万人で前年より22万人増加、その割合も29.1%(前年28.8%)に上昇。いずれも過去最高を更新した。うち、75歳以上も1,889万人(総人口比15.0%)で前年より9万人増加した。高齢者の総人口比は1985年に10%、2005年に20%を超えたが、国立社会保障・人口問題研究所の推計では2040年には35.8%に上昇する。なお、諸外国(2位のイタリア23.6%)と比べても日本が最高だった。また、高齢者の就業者(2020年)は906万人と過去最多となった。就業率も25.1%で9年連続して上昇。全就業者数に占める割合も13.6%と過去最高となった。うち65〜69歳の就業率は男性が60.0%、女性は39.9%と格差が出た。

一方、厚生労働省は9月14日、今年度中に百歳に達する見込みの百歳高齢者表彰の対象者を発表した。対象者(今年9月1日

◎コロナ感染症で地方創生の総合戦略再改訂へ―内閣府

内閣府は9月21日、地方創生有識者懇談会を発足させた。コロナ感染症で4度にわたる緊急事態宣言が発出されるなど社会・経済への影響が中長期にわたることから、昨年暮れにまとめた「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を年末に再改訂する。具体的には、休業や雇用・観光需要の減少、地域イベントの中止、地域コミュニティの弱体化などのマイナス面をプラスに転換する方策や、地方への関心の高まりや地方への人の流れ増加、テレワーク、副業・兼業などの新たな働き方の普及などの動きをさらに拡大する方策などを検討する。

一方、農林水産省は9月3日、農泊推進研究会の第2回会合を開き、「食」(三重県大紀町地域活性化協議会)、「ワーケーション」(宮城県蔵王町・蔵王農泊振興協議会)、「全国農泊ネットワーク大会」(宮城県大崎市)の取組状況などが報告された。同研究会は、農山漁村の食文化・景観などを有効活用する農泊の在り方を検討するため今年7月に第1回会合を開いた。また、観光庁は9月13日、ポスト・コロナを見据えて海外との人的交流が回復するまでの期間に観光地域振興に積極的に取り組み観光地域づくり法人(重点支援DMO)に32法人を選定したと発表した。

(ジャーナリスト 井田 正夫)

情 報



申込締切日 11月4日（木）

# 生命 医療 収入補償 保険のご案内

全国町村会は、**町村等職員**の厚生に資することを目的として、本会と生命保険会社で団体契約を結び、「任意生命保険」、「任意医療保険」、「任意収入補償保険」を実施しております。ぜひ、この機会にご加入をご検討ください。

## 『町村等職員だからこそ』受けられるメリットがあります

任意生命保険・任意医療保険・任意収入補償保険（共通）

### ○ 団体割引による**低廉な保険料**

「任意生命保険」申込保険金額1,000万円当たりの負担額（例）

任意生命保険		月払掛金	低廉な 保険料	実質負担金額（※）
男性	22歳	1,180円		配当加味 ×83.5% (※)
	30歳	1,180円	985円	
	36歳	1,380円	1,152円	
	41歳	1,730円	1,445円	
女性	22歳	790円	660円	
	30歳	790円	660円	
	36歳	1,120円	935円	
	41歳	1,310円	1,094円	

（※）月払掛金に直近3年間の平均配当還元率約16.5%を加味した概算金額です

### 任意生命保険・任意医療保険

- 新型コロナウイルス感染症に対応

### 任意生命保険

- 最低保険金額 200万円から加入可能

### 任意収入補償保険

- ケガや病気で働けなくなった場合の収入を 最大65歳まで長期に補償
- 精神障害も最長2カ月補償



### 保障(補償)内容ご案内ムービー【各5分】



### 制度内容・お申込み手続きに関するお問合せ先

**生命医療** 0120-375-696 日本生命  
**収入補償** 0120-500-826 あいおいニッセイ同和損保

※お問合せの際には、団体名「**全国町村会**」をお知らせください  
 〈受付時間〉月～金曜日（祝日を除く）9:00～17:00

## 随 想

「人が輝き 誇れるまち」  
であり続けるために

たかほた さ が え まこと  
山形県高島町長 寒 河 江 信

高島町は、山形県の南東部に位置し、奥羽の山なみ深くに源流をもつ屋代川・和田川の扇状地に拓け、総面積180・26km<sup>2</sup>を有する総り豊かな町です。縄文創生期である12、000年前より人々が生活しており、貴重な古墳や洞窟岩陰群が点在し、その風光明媚な様子から「まほろばの里」と呼ばれています。春には桜や菜の花が野山を包み、夏には山際の田んぼにホタルが飛び交い、秋になるとブドウ園やのびやかに広がる水田の稲穂が黄金色に染

まります。そして冬には、深い雪に覆われながらも、人々の熱気があちらこちらに現れる、そんな町であります。そのような風土と生きとし生けるものを慈しみながら、長い歴史を紡いできた先人の生き方は、全国に先駆けて取り組んだ有機農業活動に花を咲かせ、そして日本中の子どもたちが愛読する愛と善意の童話作家浜田広介先生を生み出しました。さて、はじめに私の生い立ちから現在の活動に至るまでをご紹介します。私の家は、今年で創業154年をむかえる旅館を営んでおります。私の父も祖父も30代で亡くなり、そして私が中学生の時、木造三階建ての旅館を焼失し、長男として家業である旅館を継ぎました。以来、地元の同世代の友人、知人と交流の輪を広げ、青年会議所理事長や商工会青年部長を務め、それらの経験を通じて、「若者が住みたくなるまちづくり」をテーマに活動を重ねてきました。

中でも印象に残っているのは、「山形新幹線」の停車実現に向けた要望活動があります。今から約30年前になりますが、「山形新幹線」の開業が決まり、当時、無人駅であった糠野目駅に新幹線が停車しないという方針を聞き、町の将来に不安を抱きました。当時の商工会青年部、青年会議所のメンバーが中心となり、糠野目駅停車実現に向け、勉強会や協議を重ね、仙台市にあるJR東日本東北支社まで、その想いを胸に自らの足で走ってリレーでつなぎ、要望

活動を実現しました。このように町民が一丸となった行動により、私どもの想いをご理解いただき、停車が実現し、目的を達成することができました。このことは、当時の若者たちにとって大きな自信となり、今でも強烈に思い出されます。また「山形新幹線」が当町に停車することにより、その後の町の発展に大きく結びついたことは言うまでもありません。その後、私は町議会議員、山形県議会議員を経験させていただきました。町長に就任して16年目をむかえます。就任当時は財政が厳しく、特に赤字続きであった公立高島病院の経営改善化に向け、大幅な人事異動を発令し、体制の強化を図りました。また、医師の確保に奔走し、病院事業管理者に民間出身者を登用するなど企業目線での改革を行いました。その後、医師や職員の理解と協力などもあって、町民の方からも「高島病院は変わった」との評価もいただくようになり、2014年度には黒字に回復しました。

また、中学校統廃合も力を注いだ施策の一つです。町内に4校あった中学校を全て廃校にし、統合する形で2016年に1校を新設しました。子どもたちの出生数の傾向とより充実した学習支援を考慮しての決断でした。「子どもたちが望む環境をできる限り整えたい」との思いから、新設校には全天候型の陸上トラックや人工芝のグラウンド、テニスコートなどを整備しました。コロナ禍の中ではありますが、各大会で子ども



▲高島中学校

たちがのびのびと存分にその成果を発揮してくれているのが、最高の喜びです。さて、近年は新型コロナウイルス感染症拡大や大雨による災害等、どの自治体においても多くの課題に直面し、その対策に全力で取り組んでおられます。そのような中、当町には、先人から受け継いだ文化や伝統、縄文より悠久の時を経て育まれた地域資源、先駆的な取組が生まれる気風など、他所にはないかけがえのない多くの財産に恵まれています。それら一つひとつが当町の未来のために強く結びついた時、あらゆる困難な課題を突破する大きな力になるものと確信しております。これからも「人が輝き 誇れるまち」であり続けるために、まちづくりに尽力してまいります。